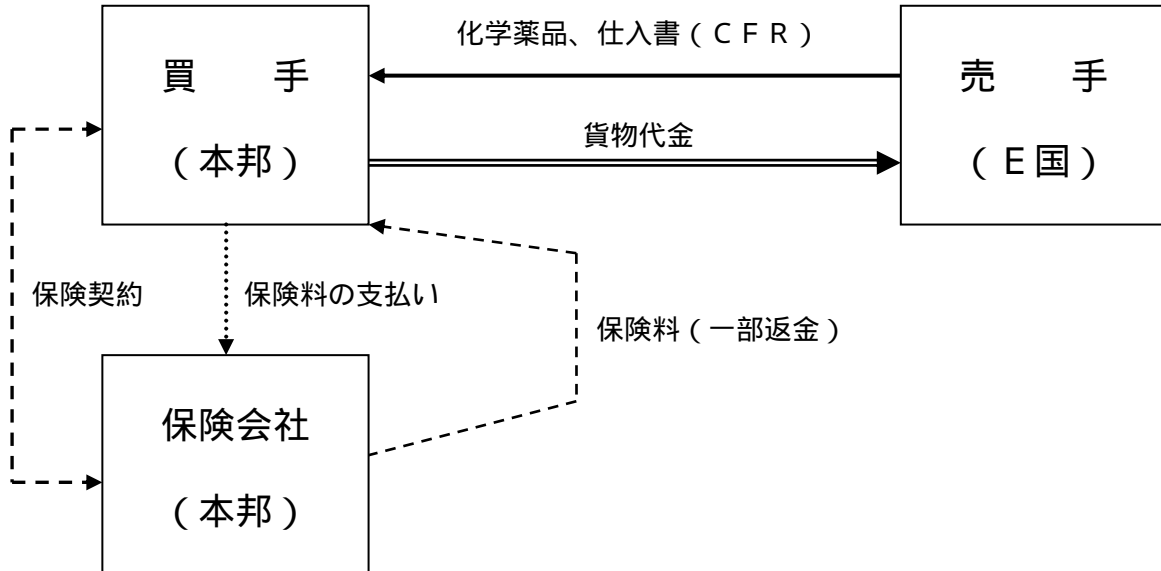


18. 一部返金がある場合の保険料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で化学薬品を購入（輸入）しています。

当社は、この輸入貨物の運送に関して雨、雪等による濡れ担保を付加した保険を付しており、貨物が船積みされた時点で保険会社に保険料を支払います。また、この保険料の契約において輸入貨物が無事故で輸入港に到着した場合には、保険会社から当社が支払う保険料の一部が返金されることになっています。

今般、輸入貨物が無事故で輸入港に到着したため、保険料の一部が返金されます。また、輸入申告時にはその額が判明しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が支払った保険料の額から一部返金される額を差し引いた額を現実支払価格に加算することとしてよいですか。

【回答要旨】

上記の取引においては、貴社が保険会社に支払った保険料の額から一部返金される額を差し引いた額を現実支払価格に加算することになります。

（理由）

現実支払価格に加算される「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料であり、輸入貨物に付された保険がFuller Conditionによる保険（分損担保を基本とし、これにより担保されない雨淡水濡れ担保、汗蒸れ担保等を付加するもの）等で、損害がなかった場合に保険料の一部が払い戻されることとなっており、かつ、納税申告時の状況により払い戻される保険料の額が明らかである場合は、その払い戻される額を控除した保険料をいいま

す。

上記の取引において、実際に要した保険料は、当初貴社が保険会社に支払った保険料の額から貴社に返金される額を差し引いた額となります。したがって、輸入貨物が無事故で輸入港に到着した場合に保険料の一部が返金される場合には、その返金される額を差し引いた後の保険料の額を現実支払価格に加算することになります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)